

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長 (国税2)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>1. データセンター地域分散化促進税制について、以下の拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本税制の対象設備である電気通信設備(サーバー用の電子計算機等)については、東京圏以外のデータセンター内に設置され、専ら、東京圏[※]のデータセンターのバックアップを行うものを適用対象としているが、この要件を一部緩和し、東京圏以外のデータセンター内に設置されるものを適用対象とする。 <p style="margin-left: 2em;">※ 多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第22条第1項に定める東京圏をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏と東京圏以外の双方にデータセンターを持つ事業者において、「対象設備の取得価額が5億円以上」及び「データセンター事業の用に供する減価償却資産の取得合計額に占める対象設備の取得合計額が20%以上」の要件を撤廃する。 <p>2. 適用期限を、平成28年5月31日までの1年2箇月延長する。</p>
3	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度 データセンター地域分散化促進税制の創設(適用期間:2年間)
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成28年5月31日まで(延長期間:1年2箇月間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在、東京圏にデータセンターが一極集中しており、首都直下地震等への耐災害性の観点から課題がある。</p> <p>具体的には、データセンターは、各種データの保管だけでなく、企業等の業務システムやインターネットサービスの基盤としても利用されているところであるが、この点、首都直下地震等によりデータセンターが集中する東京圏が被災すると、直接的・間接的被害によりデータセンターサービスが提供困難となり、データセンターの利用企業の業務システム等が停止する。これにより、企業等にとって、業務の再開が遅れ、ひいては、東京圏の災害からの復興が遅れるおそれがある。</p> <p>このような事態を最小限に抑えるため、データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)を図り、データセンターの同時停止を最小限の規模に押さえ、もって我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするもの。</p>

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 世界最先端IT国家創造宣言(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)</p> <p>IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化</p> <p>2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保</p> <p>(2) 大規模災害時におけるITの利活用の観点から、海底ケーブルなどのIT国際インフラの冗長化や東京圏に集中するデータセンターの地域分散・地域連携やIX(インターネットエクスチェンジ)の地域分散等、バックアップ体制の整備を推進し、強靱かつリダンダント(冗長的)なITインフラ環境を確保する。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【平成 27 年度概算要求における政策評価体系図】</p> <p>V. 情報通信 (ICT 政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の促進</p> <p>4. 情報通信技術の利用環境の整備</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国内データセンターにおける東京圏のデータセンターの比率について、現在(平成 25 年度末)の約 58%から本措置の適用期間中に約 53%にすることを目標とする。なお、IT国家創造宣言が目標とする平成 32(2020)年までに同比率を半分以下(約 45%)まで下げることを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバールーム床面積)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国内データセンターのうち東京圏に立地するデータセンターの比率を低下させることは、東京一極集中しているデータセンターの立地を日本全国に分散させることとなり、首都直下地震等が発生した場合においてデータセンターが同時被災し、サービスが停止することを最小限の規模に抑えることとなる。これにより、全体として情報通信基盤の機能が損なわれる度合が最小限に抑えられ、政策目的である、我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化が実現するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>本税制の適用を受けるために必要となる、電気通信基盤充実臨時措置法における実施計画の認定件数及び申請額(見込額)並びに測定指標への寄与。</p> <p>平成 25 年度 1 件(申請額は 1,579.0(百万円))</p> <p>平成 26 年度 1 件(申請額は 8.5(百万円)。平成 26 年 8 月末日現在。)</p> <p>平成 27 年度 52 件(見込額は 9,105.2(百万円)。件数及び見込額は推定数)</p> <p>平成 28 年度 9 件(見込額は 1,659.6(百万円)。件数及び見込額は 2 か月間の推定数)</p> <p>測定指標への寄与は平成 25・26 年度において、共に 1%未満である。また、平成 27 年度及び平成 28 年度(税制対象期間の 2 ヶ月)においては、5.0%を見込んでいる。</p>

		<p>※ 平成 25 年度については所期(税制創設時)の目標件数を 52 件(約 18,000 百万円)としていたところであるが、前述のとおり現時点で 2 件にとどまっている。この点、問い合わせがあったが申請に至らなかった 30 者にその原因をヒアリングしたところ、本制度はバックアップサービスに専ら利用される電気通信設備のみ対象設備としているが、設備導入時にはサーバーがバックアップ用途であることを限定できないことが一般的であり、事業者にとって要件が厳しいと判明しており、このため適用件数が伸びていないと考えられ、この要件を緩和すれば一定数は申請段階に至ると思われる。また、東京圏及び東京圏以外のデータセンターをともに有する事業者には、中小規模の事業者が含まれているところ、取得価額の要件が厳しく、中小規模の事業者が行う大規模ではない増設等では適用条件を満たせず、実質的に大企業しか利用できない要件となっていることも適用件数が伸びていない要因と考えられる。</p> <p>※ 平成 27 年度及び平成 28 年度の推計にあたっては、データセンター事業に関係する複数の事業者団体(ASP・SaaS クラウドコンソーシアム等)やデータセンター事業者(約 80 者)に対する地方への設備投資の需要等についてのヒアリング及び「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」(富士キメラ総研)に掲載の各設備における投資見込額の合計に全国に対する地方の割合を乗じて、適用数を推定。さらに、具体的な本税制の適用手続きについて約 30 者から問い合わせもあったところ。</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>平成 25 年度 66.4(百万円)(認定済みの実施計画から算出) 平成 26 年度 0.4(百万円)(認定済みの実施計画から算出) 平成 27 年度 348.3(百万円)(推定額) 平成 28 年度 63.5(百万円)(2 か月間の推定額)</p> <p>※算出根拠 平成 25 年度： [認定済みの実施計画の設備投資申請額 1,579.0(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)] 平成 26 年度： [認定済みの実施計画の設備投資申請額 8.5(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)] 平成 27 年度： [地方における対象設備の設備投資見込み額 9105.2(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 25.5%] 平成 28 年度： [地方における対象設備の設備投資見込み額 1659.6(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 25.5%]</p> <p>※ 平成 27 年度及び平成 28 年度の推計にあたっては、「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」(富士キメラ総研)に 掲載の各設備における投資見込額の合計に、全国に対する地方の割合を乗じて見込額を推定。</p>

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度)</p> <p>本措置は、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するために、東京圏以外でサービスを実施するための設備投資に対するインセンティブを付与することにより、東京圏以外のデータセンターの新設・拡充を図り、国内データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)を促進するもの。</p> <p>平成 26 年 7 月までに、本措置の適用による東京圏以外の地域への設備投資は約 15.9 億円であり、東京圏のデータセンターの耐災害性が高まったところ。</p> <p>今後、本措置の適用要件を緩和することで、東京圏以外の地域への設備投資をさらに加速させることにより、首都直下地震等が発生した状況下でも、データセンターの同時停止を小規模におさえ、もって、利用者のシステム等の停止の規模を最小限に抑えようとするものである。これによって、我が国における情報通信基盤の耐災害性が強化されることが期待される。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度)</p> <p>所期(税制創設時)の目標は、東京圏のデータセンターに保存されるデータの地方でのバックアップ比率を平成 26 年度末に 2.9%とすることであった。上記比率については、平成 24 年度末の 2.0%から、平成 25 年度末には 2.2%まで若干向上しているが、所期の目標は達成しておらず、政策目標が実現していない。なお、バックアップ比率の変動における本税制の直接的な効果は 0.1%未満である。所期の目標が達成できていない原因としては、8①で前述のとおり、本税制の適用件数が伸びていないことが一因と考えられる。</p> <p>今般、政策目標を十分達成するために、適用要件を変更(一部要件緩和)しようとしているところであるが、これはデータセンターの地域分散化において、データのバックアップ(複製を東京圏以外におくこと)だけではなく、システム等の基盤としての機能をデータセンターが担っている点を踏まえたものである。これに伴い、本税制の効果・達成目標についても、データのバックアップサービスのみを把握するものから、より適切に政策目標の実現状況を測定可能なものに変更した。</p> <p>変更後の達成目標に係る測定指標である「東京圏のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)」においては、平成 25 年度末時点で約 58%であり、平成 24 年度末時点の 63%から改善しているが、本措置の直接的効果は 1%未満である。本措置の効果のほか、平成 24 年度から平成 25 年度の社会情勢の変化により、不動産(建物)を含めてデータセンターの新設について、東京圏における電力需要や非常用発電機に用いられる燃料供給の不安感があったことから、東京圏でのデータセンターの新設が他の地域に比べて少なかったことが寄与しているものと考えられる。なお、その他の影響として、設備投資に対しては従来から地方公共団体による支援策が講じられているが、東京圏への集中度合を緩和するまでの効果は見られない。</p> <p>なお、現在は電力需要の不安等はほぼ解消していることから、この測定指標は本税制措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。したがって、今後本措置がない場合は、東京圏のデータセンターの比率は大きく変動することはなく、本措置を継続することなく東京圏のデータセンターの比率を本措置</p>
--	-----------------------	--

			<p>の適用期間中に約 53%とする目標を達成することは困難であると考えられる。したがって、本測定指標によって、本制度の直接的な効果を測ることが可能であり、平成 27 年度及び平成 28 年度(税制延長期間まで)において、10764.8 (百万円)(根拠は8①で前述のとおり)の投資促進効果により、今後東京圏以外の地域のデータセンター比率を押し上げることとなる。</p> <p>一方、首都直下地震等を想定した、強靱な ITインフラ環境を確保する必要性は7①のとおり政府の方針でも明記されており、政策目的を達成するためには、本措置(制度の拡充)によるデータセンター地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)の更なる促進が必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>東京圏のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)は、現状約 58%となっており、今後もこの比率にとどまることが予想される。</p> <p>こうした状況のまま、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、東京圏のデータセンターのサービス提供が停止し、東京圏以外のデータセンターについて需要が供給を上回り、各種事業者のシステムが復旧に相応の時間を要し、その結果、社会経済の中核機能が中長期的に麻痺するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度)</p> <p>本税制の適用件数が僅少であるが、本措置により東京圏のデータセンターのバックアップサービスのための東京圏以外のデータセンターにおける新設・拡充が行われたところ。この点、このサービスを受ける利用者の事業継続性が高まり、首都直下地震等の大災害が発生した場合の社会的・経済的損失を抑えることができる。</p> <p>将来においては、データセンターが地域分散化(データセンターの東京一極集中状態の緩和)し、首都直下地震等が発生した場合においても、多くのデータセンターが同時停止する可能性を低減し、もって、データセンターを利用する各企業等のシステムの同時停止を最小限の規模に抑えようとするもの。この点、本措置は情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするものであり、大規模災害が発生したときにはじめてその効果が発生するため、現段階において経済的な効果を予期することは困難である。</p> <p>一部の事業者で、耐災害性の観点以外にも電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、国内にデータセンターを整備することによる経済効果も期待される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>東京圏以外のデータセンターは、東京圏のデータセンターとの比較において、通信費用等の面で不利な状況にあることが、データセンターが東京圏に一極集中することの主要な要因の一つである。また、本税制の政策目的である情報通信基盤の耐災害性の強化にあたっては、東京圏以外の地域へのデータセンターの新設・増設による、地域データセンターの比率の向上が必要であり、税制措置による公平で幅広い効果を発揮させることが適当であると考え</p>

			<p>る。</p> <p>○ 補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由 東京圏のデータセンターは、それぞれ災害に対する備えに違いがあるものの、首都直下地震等での被害、たとえばどの地域が電力供給停止になるのか等は予想することが難しく、どのデータセンターでも被害を受ける可能性がある。この点、広く、東京圏以外に立地するデータセンターの事業者全体の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p> <p>○ 規制の創設と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由 法令に定め規制により地方立地の義務づけ等を行うことについては、データセンター事業者（提供側）または利用する個人・企業等（利用側）に東京圏以外のデータセンターを利用することを求めることとなる。この点、前者については、東京圏においてのみ事業を行う事業者にとって経営や営業の自由を過度に制限することとなり、実現困難である。また、後者では、災害への対応の在り方が業種や事業形態、規模等で異なり、実効性のある規制を創設することは実質的に困難である。さらに、新規の規制の創設が可能であっても、一般的に義務づけ等を行う際には経過措置の期間が設定され、結果、相応の期間がかかるため、税制措置による支援は適切であると考え</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価：平成 24 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 (国税3)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	<p>過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。</p> <p>延長:2年間</p> <p>根拠法令:過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、同法第45条第1項の表の第1号、同法第68条の27、同法施行令第6条の3、同法施行令第28条の9、第39条の56</p> <p>特別償却率:機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100)</p> <p>取得価額:2,000万円超</p>
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和45年創設</p> <p>平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近14年)</p> <p>平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加</p> <p>平成17年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度:適用期限の1年延長</p> <p>平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加</p> <p>平成23年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成25年度:適用期限の2年延長</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○過疎地域自立促進特別措置法第30条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事</p>

			<p>業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>○租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域の資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。」こととされている。</p>																																																							
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>27年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>																																																							
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>																																																							
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">適用件数(件)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>436</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>383</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>295</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H26(見込み)</td> <td>41</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>371</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H27(見込み)</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>350</td> <td>7</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H28(見込み)</td> <td>40</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>339</td> <td>7</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H26(見込み)についてはH23~25の3年平均で算出。 H27(見込み)についてはH24~26(見込み)の3年平均で算出。</p>		適用者数(件)			適用件数(件)			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H23	47	-	-	436	-	-	H24	39	3	-	383	8	-	H25	38	4	-	295	8	-	H26(見込み)	41	2	-	371	5	-	H27(見込み)	39	3	-	350	7	-	H28(見込み)	40	3	-	339	7	-
	適用者数(件)				適用件数(件)																																																					
	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																				
H23	47	-	-	436	-	-																																																				
H24	39	3	-	383	8	-																																																				
H25	38	4	-	295	8	-																																																				
H26(見込み)	41	2	-	371	5	-																																																				
H27(見込み)	39	3	-	350	7	-																																																				
H28(見込み)	40	3	-	339	7	-																																																				

		<p>H28（見込み）についてはH25～27（見込み）の3年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少なものではない。</p> <p>また、適用者数の内訳を見ると、平成25年度の実績のあった適用者数42件のうち、適用市町村は、36団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>												
②	減収額	<table> <tr> <td>平成23年度</td> <td>3.1億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>2.8億円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>2.9億円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度（見込み）</td> <td>2.8億円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度（見込み）</td> <td>2.8億円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度（見込み）</td> <td>2.8億円</td> </tr> </table>	平成23年度	3.1億円	平成24年度	2.8億円	平成25年度	2.9億円	平成26年度（見込み）	2.8億円	平成27年度（見込み）	2.8億円	平成28年度（見込み）	2.8億円
平成23年度	3.1億円													
平成24年度	2.8億円													
平成25年度	2.9億円													
平成26年度（見込み）	2.8億円													
平成27年度（見込み）	2.8億円													
平成28年度（見込み）	2.8億円													
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H23～H25）</p> <p>本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。</p> <p>これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>また、本特例措置の拡充延長により、平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されることである。</p> <p><small>・H28の雇用増加人員（見込み）については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員（見込み）についても前3カ年の平均で算出。</small></p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H23～H25）</p> <p>直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H23～H25）</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成23年度3.1億円、平成24年度2.8億円、平成25年度2.9億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H23～H25）</p> <p>本特例措置は課税の繰り延べであり、基本的に減収効果は発生しない。</p> <p>一方で、本特例措置は、過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、将来的にも平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、効果があると言える。</p>												

			・H28の雇用増加人員(見込み)については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員(見込み)についても前3カ年の平均で算出。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、基本的に減収効果は発生しない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、補助金は公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業所による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置によって、民間事業者等に対して直接的に課税の繰り延べを認め、初期投資の負担を軽減するとともに、「事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置」によって、地方自治体が地方税減免措置した場合の減収を補填することで、民間事業者等に対して間接的に支援している。</p> <p>多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げるものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>過疎法では、過疎地域の市町村は市町村計画を定めることができ、その中の一つの事項として産業の振興が位置づけられている。そのうち、企業誘致の一つの方策として過疎法第30条により特別償却を行うことが規定されている。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月

減収見込額積算根拠

(平成26年度見込み)	275百万円
(平成27年度見込み)	280百万円
(平成28年度見込み)	280百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度	391	1,099,339
平成25年度	303	1,117,809
平成26年度(見込み) ※平成23年度～25年度平均	376	1,079,849
平成27年度(見込み) ※平成24年度～26年度平均	357	1,098,999
平成28年度(見込み) ※平成25年度～27年度平均	346	1,098,886

・平成26年度減収見込額

$$1,079,849 \times 0.255 = 275,361 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成27年度減収見込額

$$1,098,999 \times 0.255 = 280,245 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成28年度減収見込額

$$1,098,886 \times 0.255 = 280,216 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	振興山村における工業用機械等の特別償却 (国税4) (法人税: 義・所得税: 外)								
2	要望の内容	<p>〈制度の概要〉</p> <p>振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等(取得価額 2,000 万円超)を取得した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械及び装置 10/100(旅館業を除く)、建物及びその附属設備 6/100)ができる制度。</p> <p>〈要望の内容〉</p> <p>振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取得等した場合に、取得価額要件の下限額を 500 万円以上に引き下げ、その事業の年度において通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を割増償却(5 年間、償却限度額: 機械・装置 普通償却限度額の 32/100、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48/100)に改組し、対象業種に農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)を追加する等制度を見直した上で、適用期間を2年延長する。</p> <p>1. 製造業・旅館業</p> <p>(1) 対象</p> <p>①資本金 5,000 万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>②資本金 5,000 万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2) 取得価額の下限值</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">資本金の規模</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額</td> <td style="text-align: center;">500 万円以上</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)</p> <p>(1) 対象</p> <p>①資本金 5,000 万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>②資本金 5,000 万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2) 取得価額の下限值</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合</p>	資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超							
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上							

3	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1) 政策目的 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法(昭和 40 年5月 11 日法律第 64 号)第3条第3号 (略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する</p> <p>○同法第4条 国は、前条の目的を達成するため、(略)資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成 22 年 12 月3日法律第 67 号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)</p> <p>○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成 25 年 11 月 22 日法律第 81 号)第1条 土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、(略)農山漁村の活性化を図る(略)</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2014 (平成 26 年 6 月閣議決定) 第 1 章アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題</p>

4. 日本の未来像に係わる制度・システムの改革

(望ましい未来像に向けた政策推進)

- ④ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があって暮らし続けられる地域社会をつくる

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

- (3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化
(地域活性化)

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。

(長期的な観点からの取組)

地域は、民間の資金、ノウハウ等を大胆に導入し、景観や歴史文化といった地域資源を活用し、人や情報の交流・連携による広域ネットワークを活かした取組を通じて、地域に働く場所を創出する「個性を活かした地域戦略」を推進する。

(4) 農林水産業・地域の活力創造

改訂後の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を着実に実施し、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標の実現を目指す。

○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日改訂)

第一総論

Ⅱ. 改訂戦略における鍵となる施策

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革

(1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

特色ある地域資源を活かせば、付加価値の高いビジネスを行うことも十分に可能である。(略)多様な地域資源を活用した地域ぐるみの農林水産業の6次産業化の推進、(略)地域に魅力ある雇用の場を創り出すことができる。

(2) 地域の経済構造改革

地域に根ざした中堅・中小企業・小規模事業者等の挑戦によって農業や観光を含めた特色のある産業が全国津々浦々で育成され、地域経済を引っ張っていくことが重要である。

Ⅳ. 改訂戦略の主要施策例

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革

① 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

○ 地域ぐるみの農林水産業の6次産業化、酪農家の創意工夫

- ・ 多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(3)新たに講ずべき具体的施策

人口減少の厳しい現実を受け止め、(略)若者・女性の創業促進やふるさとの特色ある地域資源の活用など、いわばローカルアベノミクスについて、実行可能な政策から直ちに具体化し実行していく。その際、中小企業・小規模事業者向けの支援策について、確定検査の簡素化や広報の強化をはじめ、使い勝手の更なる向上を図る。

(地域活性化／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新)

③ふるさと名物応援

観光(自然、文化、産業遺産等)や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。

(地域の経済構造改革)

⑥総合的な政策推進体制の整備

人口急減・超高齢化を克服し、活力ある地域経済構造を実現するためには、地方自治体をはじめ地域それぞれの創意工夫や努力がより反映されるよう政策手段等の大胆な見直しに着手しつつ、地域資源を活用するなど「個性を活かした地域戦略」を推進する。

二. 戦略市場創造プラン

テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

(3)新たに講ずべき具体的施策

エネルギー分野の様々な制度改革の実現もあり、民間においてエネルギー関連投資は大幅に増加し、雇用が生まれている。引き続き、クリーン・経済的なエネルギー需給の実現に向けた取組を進める。

特に、まず、再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。

また、…木質バイオマスエネルギーの利用…を進める。

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会

テーマ4-①：世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

(3)新たに講ずべき具体的施策

ii) 国内バリューチェーンの連結

農林漁業サイドが食品産業サイドの付加価値をより多く取り込むことができるよう、農林漁業者主導の取組に加え、多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進する。

○農林水産業・地域の活力創造プラン

(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6

月 24 日改訂)

Ⅱ 基本的考え方

森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

Ⅲ 政策の展開方向

2. 6次産業化等の推進

農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する

6. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。このため、「食」や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、(略)生活条件等の定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。

また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。

○食料・農業・農村基本計画(平成 22 年3月 30 日閣議決定)

第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策

3. 農村の振興に関する施策

(1) 農業・農村の6次産業化

農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、(略)「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。これらの取組により、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築する。

①「地域資源」を活用した「産業」の創造

農林水産業・農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林水産業を軸とした地場産業を活性化する(略)様々な資源活用の可能性を追求する。

		<p>(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>① 農村コミュニティの維持・保全</p> <p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保安全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>27年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例の活用によって事業者の振興山村への立地や設備投資が促され、地域の雇用が確保されることを通じ、地域コミュニティの活性化に資することから、振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>測定指標:振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数</p> <p>目標値:本特例の適用期間中(平成27～28年度)の新規雇用者数54名(/2年間)</p> <p>(根拠)</p> <p>①平成21～25年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約85百万円となっている。</p> <p>②今回、500万円に限度額を下げ対象事業を追加することとしており、推計では、本特例を利用した年間総投資額は2,253百万円となり、①を踏まえれば(2,253百万円÷85百万円)、増加する雇用者は27人となる。</p> <p>③以上を踏まえ、平成27、28年度においては、$27 \times 2 = 54$人の新規雇用者を増加させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>1 山村振興対策を推進していく上で、これまでは、域外の製造業又は旅館業を誘致するという発想に立って、2000万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきたところ。</p> <p>この措置については、利用した企業が実際に雇用を増やすなどの成果を上げており、振興山村における経済活動の実態を踏まえれば、目標の達成に向けて一定の有効性があると評価できる。</p> <p>(雇用増加の一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果を上げている有効な手段と考えられる。)</p>

			<p>2 今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績を踏まえて、雇用の創出を図るために振興山村に立地する民間事業者の設備投資をさらに拡大しようとするものであり、以下の効果が見込まれる。</p> <p>① 現在、税制優遇措置の取得価額の下限を 2000 万円としているが、農林水産省が実施したアンケート結果によれば、500 万円～2,000 万円以下の設備投資が 2,000 万円超の設備投資と同数程度存在する。このため、取得価額要件を 2,000 万円から 500 万円に引き下げることで、500 万円～2,000 万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。</p> <p>② また、同アンケート結果によれば、農産物、水産物、林産物をはじめとした豊富な地域資源を活かした、農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。）に取り組もうとする民間事業者が見られる。このため、新たにこの 2 業種を税制優遇措置の対象とすることで、これらの者の事業開始・拡大を後押しする効果が生じる。</p> <p>③ なお、特別償却を割増償却に変更することで、これまでは単年度しか計上できなかったが、複数年に渡り割り増しして減価償却費用を計上できることとなるため、民間事業者の資金繰りを複数年に渡ってサポートできる効果が生じる。</p> <p>3 これらの効果により、事業者の振興山村への設備投資がさらに促進され、新規雇用の創出等を通じて、農山漁村の振興や集落機能の維持に寄与するものである。</p>														
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1" data-bbox="544 1270 1437 1393"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度 (実績)</th> <th>24 年度 (実績)</th> <th>25 年度 (実績)</th> <th>26 年度 (見込)</th> <th>27 年度 (見込)</th> <th>28 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>154</td> <td>308</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典【H23.24】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) 【H25】都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を行い把握 ※H26-28 の算定根拠は別添 1 参照。</p> <p>適用件数については、前回要望時(平成 24 年度)には、24 年度:26 件、25 年度:43 件の適用を想定し、それぞれ実績値は 24 年度:4 件、25 年度:6 件となったが、人口減少が顕著化する等山村を取り巻く厳しい状況の下で、事業者の経済活動も厳しい状況にあると考えられる中において、平均 5 件以上で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少ではなく、振興山村の活性化に一定の貢献をしていると考えられる。また、振興山村の民間事業者の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充等が要望どおり位置付けられ、本特例措置の周知浸透が図られることにより、更なる適用の増加が期待される。</p> <p>適用の偏りについては、本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に</p>		23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)	適用数	6	4	6	17	154	308
	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)											
適用数	6	4	6	17	154	308											

		<p>合致した事業(製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。))を対象とするものであり、木材、木製品製造業、通信機械器具製造業、清涼飲料水製造工場、電気・電子機器製造業、食品製造業等幅広い業種で活用されており、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p>																								
	② 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">23年度 (実績)</th> <th style="width: 15%;">24年度 (実績)</th> <th style="width: 15%;">25年度 (実績)</th> <th style="width: 15%;">26年度 (見込)</th> <th style="width: 15%;">27年度 (見込)</th> <th style="width: 15%;">28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照 (補足:H23,24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」(農林水産省 中山間地域振興課調べ)に基づき算定)</p>		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	減収額	7	4	10	45	10	20										
	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																				
減収額	7	4	10	45	10	20																				
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成28年度) 「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。</p> <p>平成25年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.36%に対し、△0.32%、中山間農業地域において目標値△0.59%に対し△0.52%であり、目標を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高齢化の進行による集落の衰退等が危惧されるため、平成32年度の政策目的達成に向け引き続き本特例は必要である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p style="text-align: right;">(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">21年度</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> <th style="width: 15%;">25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td style="text-align: center;">△0.19</td> <td style="text-align: center;">△0.19</td> <td style="text-align: center;">△0.31</td> <td style="text-align: center;">△0.32</td> <td style="text-align: center;">△0.32</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p style="text-align: right;">(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">21年度</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> <th style="width: 15%;">25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td style="text-align: center;">△0.38</td> <td style="text-align: center;">△0.38</td> <td style="text-align: center;">△0.45</td> <td style="text-align: center;">△0.49</td> <td style="text-align: center;">△0.52</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の下で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいるところである。</p> <p>一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の貢献をしている有効な手法と考えられる。</p> <p>引き続き本特例の活用により、振興山村への企業立地や設備投資が促さ</p>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																					
減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32																					
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																					
減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52																					

れ、雇用確保を通じて地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 29 年 3 月)

本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者(雇用増加者)数としては、平成 24 年度に 18 人、平成 25 年度に 12 人の新たな雇用が確認されている。前回要望時の目標(振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う各年度の新規雇用者数 80 名)には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている本制度は、振興山村の活性化の観点から、有効な施策であると考えられる。

効果検証の観点から、平成 24 年度に適用した 4 業者に対し調査を行ったところ、1 業者から、施設立地の検討にあたって、本税制の優遇措置を考慮した旨回答を得ており、本制度が振興山村における投資及び雇用に効果を及ぼしていることが確認されている。(同社では、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに 14 名の常用職員を新たに雇用。)

○雇用効果の状況

(単位:人)

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
雇用増加数	11	0	18	12

(農林水産省 中山間地域振興課調べ)

推計による今後の雇用増加数は以下のとおりであり、今後、振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図ることにより、目標は達成されると考えている。

平成 27 年度:27 人、平成 28 年度:27 人

(根拠)

①平成 21～25 年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約 85 百万円となっている。

②推計では、各年度の年間総投資額は、2,253 百万円 (H27,28(※)) となり、

①を踏まえれば、増加する雇用者数は、それぞれ、27 人 (H27,28) となる。

※算定根拠は別添 1 参照

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 29 年 3 月)

山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、生物多様性の保全等の様々な機能を有しており、これらの機能は広く国全体に及ぶ公益的なものである。

特に、近年、降雨量の増加に伴う水害の増加傾向等を踏まえれば、上流に存在する広大な森林を適切に手入れすることで森林の保水力を保持することがますます重要となっており、それには、森林を中心に据えた山村の暮らしを持続可能なものとする必要があると考えられる。

他方、近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14歳)が同年比で約4割に減少(99万人→43万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。

しかしながら、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体については、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。また、振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。

このような状況を踏まえ、政府は、平成26年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「人口急減・超高齢化」の流れを止めるため、地域における民間事業者の経済活動を活性化することで地域に雇用を創出し、暮らし続けられる地域の創出を目指す方針を打ち出している。

以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域においても立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。その際、民間事業者の設備投資の拡大を支援することは、事業の拡大を促す上で有効であると考えられる。

今回要望する税制優遇措置の拡充は、取得価額要件の引き下げ、対象業種の追加、償却期間を延長する割増償却への変更といったものであり、これまでの税制優遇措置を拡充し、民間事業者の設備投資の促進を図るものであることから、まさに現在、政府が積極的に講じる必要のある施策のひとつであると考えられる。

本特例の拡充等がなされない場合、振興山村において中・小規模の事業者が利用できる、投資に対するインセンティブ措置が失われ、振興山村における事業者の投資意欲が削がれるとともに、山村における経済活動の低迷やそれに伴う雇用機会の喪失等につながり、振興山村の地域コミュニティ維持・存続を大きく阻害することとなる。

以上のように、本特例は必要不可欠なものであり、今回の特例措置の拡充等を実施し、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:23～28)

本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりである。本試算では、本特例措置が活用された投資の中には、必ずしも本特例措置の有無が、投資・雇用等の主体的なインセンティブとなっていない場合があり得ることも想定し、特例適用事業者への聞き取り調査結果を踏まえて、投資

額の 25%のみを用いて経済効果を試算している。この場合においても、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回っており、本特例措置には減収を是認するに足る経済効果があると考えられる。

○設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位:百万円)

	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	7	4	10	45	10	20
投資額	470	241	749	3,237	2,253	2,253
経済波及効果	205	119	417	2,486	1407	1407

※減収額、投資額の算定根拠は別添1参照

(補足:H23,24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」(農林水産省 中山間地域振興課調べ)に基づき算定)

※経済波及効果については、「振興山村における設備投資等に関する調査」に基づく投資額をもとに、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(101部門)」を使用して算出。

※また、平成24年度に本特例を適用した4事業者に聞き取り調査を行った結果、そのうち1事業者から、本特例の有無が設備投資の決定に影響した旨回答があったことを踏まえ、本特例適用分の25%において、本特例が設備投資の直接的なインセンティブになったと仮定し、投資額の25%を用いて経済波及効果を算出。間接的影響を含めた過大な試算となることを避けている。なお、減収額は、全投資額を基に試算している。

※経済波及効果の算定に使用した部門は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「振興山村における設備投資等に関する調査」を参考に選定。(別添2参照)。

※消費転換係数は0.73で算出。

※経済波及効果は2次効果まで算定。

また、雇用については、以下の新規雇用が確認されている。前回要望時の目標には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている。減収額との比較においては、平成24年は、減収額4百万円に対し18人、平成25年は減収額10百万円に対し12人となっている。調査により、立地検討に辺り税制面等の特例措置を考慮したとの企業も見られており、本特例措置は、山村の活性化の観点から、減収の是認に足る効果ある施策と考えられる。

今後、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図

			<p>ることにより、一層の効果の拡大が期待される。</p> <p>○過去4年間の雇用への効果</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用増加数</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	雇用増加数	11	0	18	12
区分	22年度	23年度	24年度	25年度									
雇用増加数	11	0	18	12									
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に合致した事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。）を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置となっている。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと</p> <p>② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど制約があること</p> <p>から、同様に誘導効果が発生するにもかかわらず、本特例の方が政府・事業者の双方にとって負担の少ない措置である。</p> <p>本特例が拡充されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者が負担なく利用できるインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、今回の特例措置の拡充等により、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。</p> <p>H27年度予算要求において、「山村振興交付金」（新規）を要求中。</p> <p>同交付金は、</p> <p>① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成</p> <p>② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組む市町村を支援するものである。</p> <p>一方、本特例は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このため、両者は、山村振興交付金により組織作りや人材育成等を支</p>										

			援し、その中から実際に地場産品の販売等を行う動きが生じた際の設備投資について、本税制特例で支援するという関係にある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解		本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成 26 年 8 月 農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 9 月 (平成 25 年度税制改正要望時)

1. 減税見込額等の積算

(1) 平成26年度（製造業及び旅館業の事業者）

- 振興山村において、平成23～25年度に本特例の対象となる資産を取得した実績(※1)を基に、平成26年度も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額等の見込みを算出。

	23年度	24年度	25年度	平均	
機械等	(10,281	+ 17,229	+ 28,215)	÷ 3	= 18,575 百万円 … ①
建物等	(3,589	+ 5,816	+ 4,238)	÷ 3	≒ 4,548 百万円 … ②

- 対象資産を取得した事業者のうち、14%が本特例を適用すると仮定し(※2)、投資額、減収見込額等を算出。

		適用率※2		
機械等	①	×	14%	≒ 2,600 百万円 … ③
建物等	②	×	14%	≒ 637 百万円 … ④
合計				3,237 百万円

		特別償却率	法人税率	
機械等	③	×	10%	×
建物等	④	×	6%	×
合計				45 百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータ)

- ※1 都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を農林水産省において実施し、関係市町村の担当者による事業者への聞き取り等により把握。
- ※2 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を農林水産省において実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者（関心がある者）の中で（49%）、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58%が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの5割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。
 $49\% \times 58\% \times 1/2 \approx 14\%$ 。

(2) 平成27、28年度（製造業、旅館業及び農林水産物等販売業、再生可能エネルギー供給業）

(投資額)

平成27年度・・・2,253百万円

平成28年度・・・2,253百万円

(※積算は別紙参照)

(減税見込額)

平成27年度・・・10百万円

平成28年度・・・20百万円（10百万円(28年度新規分)+10百万円（27年度継続分））

(※積算は別紙参照)

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数 (社(者))	103	125	135	122	1078	1078
適用件数 (件)	6	4	6	17	154	308
減税見込額 (百万円)	7	4	10	45	10	20

注) 1 対象者数(社(者))については、以下のとおり。

(23～25年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数の実績値。実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を農林水産省において実施して把握。

(26年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業及び旅館業の事業者数の推計値 (23～25年度実績の平均値)。

$$\text{【計算式】} (\begin{array}{c} 23年度 \\ 103 \end{array} + \begin{array}{c} 24年度 \\ 125 \end{array} + \begin{array}{c} 25年度 \\ 139 \end{array}) \div \begin{array}{c} 平均 \\ 3 \end{array} \doteq 122(\text{社(者)})$$

(27、28年度)

1078件

(※積算は別紙参照)

2 適用件数(件)については、以下のとおり。

(23、24年度)

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)による。

(25年度)

特別償却の適用事業者数の実績値。

実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を農林水産省において実施して把握。

(26年度)

製造業及び旅館業の特別償却の適用事業者数の推計値。

対象者数(122事業者)の14%(アンケート提出者(関心がある者)のうち、本特例の活用の検討者28%)の5割が本特例を適用すると仮定。

$$\text{【計算式】} 122 \times 0.14 = 17 (\text{件})$$

(27、28年度)

平成27年度・・・154件

平成28年度・・・308件(154件(28年度新規分)+154件(27年度継続分))

(※積算は別紙参照)

(別紙)

減収額及び適用件数の積算について

減収額 10 百万円
平成 27 年度 = 10 百万円…①
平成 28 年度①及び新規分 = 20 百万円

適用件数 154 件
平成 27 年度 = 154 件
平成 28 年度①及び新規分 = 308 件

対象者数 1,078 件
平成 27 年度 = 1,078 件
平成 28 年度 = 1,078 件

※ 以下の計算については、小数点第 3 位まで記述することとし、第 4 位以下については四捨五入することとする。

1 減収額についての積算根拠 ((1) + (2) + (3) + (4) = 10 百万円)

(1) 製造業に係る減収額 (①+②+③) = 881.331 万円

① 資本金 1 千万円以下の製造業に係る減収額 (イ+ロ) = 97.988 万円

イ 機械・装置に係る減収額 ($a \times b \times c = 93.768$ 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算定

取得価額(※ 1) × 償却率(※ 2) × 割増償却率(※ 3) × 法人税率
500 万円 × 0.1 × 0.32 × 0.15

※ 1 資本金額が 1,000 万円未満の製造業者の 1 件当たりの平均投資額は 113 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省)。)。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 食料品製造業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。償却率及び耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) による (以下同じ)。食料品製造業は、振興山村における製造業者の中で最も多い (平成 25 年度振興山村現状分析 (平成 26 年三菱 UFJ コンサルティング)) ため採用 (以下同様に計算。)

※ 3 割増償却率は平成 27 年度税制改正要望内容を反映 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数(※ 1) × 設備投資実施率(※ 2) × 500 万円以上の投資実施率(※ 3) × 黒字比率(※ 4)
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3
× 建物・機械装置比率(※ 5)
× 0.9

※ 1 経済センサス 2011 (総務省) のデータを用いて推計 (以下同様に計算。)

※ 2 資本金額が 1 千万円以下の製造業者 216,084 事業者のうち投資を行った事業者が 40,102 事業者であること (中小企業実態基本調査 (平成 25 年報告書。経産省)) を踏まえて算出 (以下同様に計算。)

※ 3 中山間地域振興課実施アンケート調査 (平成 26 年 3 ~ 5 月実施。以下略。) における、製造業者からの回答によれば、80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答している。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、そこから 10 ポイント

程度減じた値を算出（(1)①ロ b において同じ。）。

※ 4 国税庁 HP「平成 24 年度における法人税の申告事績の概要」における黒字申告割合を利用（以下同様に計算。）。

※ 5 製造業の機械・装置設備投資額の総計：建物設備投資額の総計＝ 0.9 : 0.1（中山間地域振興課実施アンケート調査）を踏まえて算出（以下同様に計算。）。

c その他係数

山村計画策定率(※ 1)×制度利用率(※ 2) ×制度適用率(※ 3)

0.5 × 0.5 × 0.14

※ 1 現在の山村計画の作成率は約 50 %（以下同様に計算。）。

※ 2 山村計画の策定市町村のうち税制関連計画事項を記述する市町村を約 50 %と仮定（以下同様に計算。）

※ 3 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者（関心がある者）の中で（49%）、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58%が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの 5 割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。

0.49×0.58×0.5≒0.14%（以下同様に計算。）。

ロ 建物に係る減収額（a × b × c = 4.22 万円）

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

取得価額×償却率×割増償却率×法人税率

500 万円 × 0.027 × 0.48 × 0.15

※鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りの建物（工場用（その他））の償却率（耐用年数 38 年）を利用（以下同様に計算。）。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率× 500 万円以上の投資実施率×黒字比率×建物・機械装置比率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.1

c その他係数

山村計画策定率×制度利用率×制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の製造業者に係る減収額（イ＋ロ）＝ 263.042 万円

イ 機械・装置に係る減収額（a × b × c = 251.715 万円）

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出

取得価額(※) × 償却率×割増償却率×法人税率

1,000 万円 × 0.1 × 0.32 × 0.15

※ 1 千万円～ 5 千万円未満の資本金を有する製造業者の 1 件当たり平均投資額は 814 万円程度（平成 24 年経済センサス。）。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 1,000 万円まで引き上げることを想定。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率× 1,000 万円以上の投資実施率(※)×黒字比率

28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3

×建物・機械装置比率

× 0.9

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 %と仮定。

c その他係数

$$\begin{aligned} & \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ & 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 11.327 万円)

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{aligned} & \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ & 1,000 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \qquad \times 0.15 \end{aligned}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{1,000 万円以上の投資実施率} (\ast) \times \text{黒字比率} \\ & 28,390 \qquad \qquad \times 0.391 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.3 \\ & \times \text{建物・機械装置比率} \\ & \times 0.1 \end{aligned}$$

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{aligned} & \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ & 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

③ 資本金 5 千万円以上の製造業者に係る減収額 (イ + ロ) = 520.301 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 497.896 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{aligned} & \text{取得価額} (\ast) \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ & 11,300 \text{ 万円} \times 0.1 \times 0.32 \qquad \times 0.15 \end{aligned}$$

※ 資本金 5000 万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は 11,300 万円 (平成 24 年経済センサス (総務省)) であるため、この数字を利用 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{11,300 万円の投資実施率} (\ast) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ & 4,044 \qquad \qquad \times 0.48 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.9 \end{aligned}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{aligned} & \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ & 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 22.405 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{aligned} & \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ & 11,300 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \qquad \times 0.15 \end{aligned}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{11,300 万円の投資実施率} (\ast) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ & 4,044 \qquad \qquad \times 0.48 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.1 \end{aligned}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{aligned} & \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ & 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

(2)旅館業に係る減収額 (①+②+③) = 109.182 万円

①資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る減収額 (イ+ロ) = 47.201 万円

イ 機械・装置に係る減収額 ($a \times b \times c = 15.4$ 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{aligned} & \text{取得価額}(\ast 1) \times \text{償却率}(\ast 2) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ & 500 \text{ 万円} \qquad \times 0.1 \qquad \qquad \times 0.32 \qquad \times 0.15 \end{aligned}$$

※ 1 1,000 万円未満の資本金額の旅館業者の 1 件当たり平均投資額は 266 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 宿泊業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率}(\ast 1) \times \text{黒字比率} \\ & 18,576 \qquad \qquad \times 0.157 \qquad \qquad \times 0.7 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \\ & \times \text{建物・機械装置比率}(\ast 2) \\ & \times 0.3 \end{aligned}$$

※ 1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、旅館業者の 80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、10 ポイント程度減じた値を算出。

※ 2 旅館業の機械・装置の設備投資額の総計 : 建物の設備投資額の総計 = 0.3 : 0.7 (中山間地域振興課実施アンケート調査) を踏まえて算出 (以下同様に計算)。

c その他係数

$$\begin{aligned} & \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ & 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

ロ 建物に係る減収額 ($a \times b \times c = 31.801$ 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{aligned} & \text{取得価額} \times \text{償却率}(\ast) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ & 500 \text{ 万円} \times 0.059 \qquad \times 0.48 \qquad \times 0.15 \end{aligned}$$

※ 木造又は合成樹脂の建物 (旅館用、ホテル用又は病院用) の償却率 (耐用年数 17 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ & 18,576 \qquad \qquad \times 0.157 \qquad \qquad \times 0.7 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.7 \end{aligned}$$

c その他係数

$$\begin{aligned} & \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ & 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る減収額（イ＋ロ）＝36.094万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 11.776$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出

$$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率}$$
$$1,000 \text{万円} \times 0.1 \quad \times 0.32 \quad \times 0.15$$

b 対象設備投資件数

$$\text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 1,000 \text{万円の投資実施率}(\ast) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率}$$
$$6,214 \quad \times 0.251 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.3$$

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

$$\text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率}$$
$$0.5 \quad \times 0.5 \quad \times 0.14$$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 24.318$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出

$$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率}$$
$$1,000 \text{万円} \times 0.059 \times 0.48 \quad \times 0.15$$

b 対象設備投資件数

$$\text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 1,000 \text{万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率}$$
$$6,214 \quad \times 0.251 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3$$

$$\times \text{建物・機械装置比率}$$
$$\times 0.7$$

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

$$\text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率}$$
$$0.5 \quad \times 0.5 \quad \times 0.14$$

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る減収額（イ＋ロ）＝25.887万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 8.446$ 万円）

a 取得価額2,700万円当たりの減収額の算出

$$\text{取得価額} \times \text{償却率}(\ast) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率}$$
$$2,700 \text{万円} \times 0.1 \quad \times 0.32 \quad \times 0.15$$

※資本金5000万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が2,700万円であることを踏まえて算出（平成24年経済センサス（総務省））。

b 対象設備投資件数

$$\text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 2,700 \text{万円の投資実施率}(\ast) \times \text{黒字比率}$$
$$786 \quad \times 0.526 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3$$

$$\times \text{建物・機械装置比率}$$
$$\times 0.3$$

※2,700万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

$$\text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率}$$
$$0.5 \quad \times 0.5 \quad \times 0.14$$

ロ 建物に係る減収額 ($a \times b \times c = 17.441$ 万円)

a 取得価額 2,700 万円当たりの減収額の算出
取得価額 \times 償却率 \times 割増償却率 \times 法人税率
2,700 万円 \times 0.059 \times 0.48 \times 0.15

b 対象設備投資件数
山村地域の事業者数 \times 設備投資実施率 \times 2,700 万円の投資実施率(※) \times 黒字比率
786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3
 \times 建物・機械装置比率
 \times 0.7
※ 2,700 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数
山村計画策定率 \times 制度利用率 \times 制度適用率
0.5 \times 0.5 \times 0.14

(3) 農林水産物等販売業の減収額 (イ + ロ) = 7.137 万円

イ 機械・装置に係る減収額 ($a \times b \times c = 2.687$ 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出
取得価額 \times 償却率(※) \times 割増償却率 \times 法人税率
500 万円 \times 0.12 \times 0.32 \times 0.15

※ 飲食料品小売業設備の償却率 (償還期間 9 年) を利用。

b 対象設備投資件数
山村地域の事業者数 \times 設備投資実施率 \times 500 万円以上の投資実施率(※ 1) \times 黒字比率
3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3
 \times 建物・機械装置比率(※ 2)
 \times 0.3

※ 1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、農林水産物等販売業者の 60 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答していることを踏まえて算出 (以下同様に計算。)

※ 2 農林水産物の販売所においては、建物への投資が機械・装置よりも多いと想定し、旅館業と同様の数値 (機械・装置の設備投資額の総計 : 建物の設備投資額の総計 = 0.3 : 0.7) を利用。

c その他係数
山村計画策定率 \times 制度利用率 \times 制度適用率
0.5 \times 0.5 \times 0.14

ロ 建物に係る減収額 ($a \times b \times c = 4.45$ 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出
取得価額 \times 償却率(※) \times 割増償却率 \times 法人税率
500 万円 \times 0.053 \times 0.48 \times 0.15

※ 金属造りの建物 (骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。) の償却率 (耐用年数 27 年) を利用。

b 対象設備投資件数
山村地域の事業者数 \times 設備投資実施率 \times 500 万円以上の投資実施率 \times 黒字比率 \times 建物・機械装置比率
3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.7

c その他係数
山村計画策定率 \times 制度利用率 \times 制度適用率
0.5 \times 0.5 \times 0.14

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）の減収額＝ 10.402 万円

・ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 10.402$ 万円）

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

取得価額(※ 1)×償却率(※ 2)×割増償却率×法人税率

550 万円 × 0.059 × 0.32 × 0.15

※ 1 振興山村に設置される 10kw 以上の太陽光発電設備 1,392 のうち 1,272 が 50 k w以下の発電設備。

この 50kw 以下の発電設備の平均出力が 20kw となることから、これに 1kw = 27.5 万円のシステム構築費用（平成 26 年 3 月 7 日 第 15 回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間についての委員長案」）を乗じて算出。

※ 2 電気業用設備（その他の設備。主として金属製のもの）の償却率（耐用年数 17 年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数(※)×黒字比率

636 × 0.3

※ 振興山村における 10kw 以上の太陽光発電設備の新規設置数（年間）を資源エネルギー庁HPの市町村別の「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」を用いて算出。

c その他係数

山村計画策定率×制度利用率×制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

2 適用件数についての積算根拠 ((1) + (2) + (3) + (4) = 154)

(1)製造業に係る適用件数 (①+②+③= 112)

①資本金 1 千万円以下の製造業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 31,825 \quad \quad \quad \times 0.186 \quad \quad \quad \times 0.7 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 43.507 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の製造業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{1,000 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 28,390 \quad \quad \quad \times 0.391 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 58.277 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

③資本金 5 千万円以上の製造業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{11,600 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 4,044 \quad \quad \quad \times 0.48 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 10.19 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

(2)旅館業に係る適用件数 (①+②+③= 32)

①資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 18,576 \quad \quad \quad \times 0.157 \quad \quad \quad \times 0.7 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 21.435 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の旅館業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 6,214 \quad \quad \quad \times 0.251 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 8.188 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

③資本金 5 千万円以上の旅館業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{2,700 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 786 \quad \quad \quad \times 0.526 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 2.17 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

(3)農林水産物等販売業に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 3,695 \qquad \qquad \times 0.143 \qquad \qquad \times 0.6 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 3.328 \\ & \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 6.678 \\ & 636 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \qquad \times 0.5 \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

3 対象者数についての積算根拠 ((1)+(2)+(3)+(4)=1,078)

(1)製造業に係る対象者数 (①+②+③= 799.127)

①資本金1千万円以下の製造業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率= 310.078
× 0.5

※ 対象者数は実際に制度を適用できうる者の数として整理。その際の事業者の属性は、振興山村に立地し、投資を行い、その投資額が取得価額要件以上であって、さらに黒字であるもの。市町村の属性は、山村計画を策定するとともに、税制関連事項も記述している市町村。

これを満たす投資の計算式は、2の適用者数に制度適用率である0.14を乗じてないものとなる。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率= 416.196
× 0.5

③資本金5千万円以上の製造業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率= 72.853
× 0.5

(2)旅館業に係る適用件数 (①+②+③= 226.71)

①資本金1千万円以下の旅館業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率= 152.780
× 0.5

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率= 58.413
× 0.5

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率= 15.517
× 0.5

(3)農林水産物等販売業に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 3,695 \qquad \qquad \times 0.143 \qquad \qquad \times 0.6 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} = 23.801 \\ & \times 0.5 \end{aligned}$$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} = 28.620 \\ & 636 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \qquad \times 0.5 \end{aligned}$$

4 投資額についての積算根拠 ((1) + (2) + (3) + (4) = 2,253百万円)

(1)製造業に係る適用額 (①+②+③) = 195,177)

①資本金1千万円以下の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 21,753万円
× 0.5 × 0.14 × 500万円

※ 資本金額が1,000万円未満の製造業者の1件当たりの平均投資額は113万円程度(平成24年経済センサス(総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 58,277万円
× 0.5 × 0.14 × 1,000万円

※ 1千万円～5千万円未満の資本金を有する製造業者の1件当たり平均投資額は814万円程度(平成24年経済センサス)。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を1,000万円まで引き上げることを想定。

③資本金5千万円以上の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 115,147万円
× 0.5 × 0.14 × 11,300万円

※資本金5000万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は11,300万円(平成24年経済センサス(総務省))であるため、この数字を利用(以下同様に計算)。

(2)旅館業に係る投資額 (①+②+③) = 24,765)

①資本金1千万円以下の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 10,718万円
× 0.5 × 0.14 × 500万円

※ 1,000万円未満の資本金額の旅館業者の1件当たり平均投資額は266万円程度(平成24年経済センサス(総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の旅館業者に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 6,214 \quad \times 0.251 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額}(\text{※}) = 8,188 \text{ 万円} \\ & \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 1,000 \text{ 万円} \end{aligned}$$

③資本金 5 千万円以上の旅館業者に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{2,700 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 786 \quad \times 0.526 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額}(\text{※}) = 5,859 \text{ 万円} \\ & \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 2,700 \text{ 万円} \end{aligned}$$

※資本金 5000 万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が 2,700 万円であることを踏まえて算出（平成 24 年経済センサス（総務省））。

(3)農林水産物等販売業に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 3,695 \quad \times 0.143 \quad \times 0.6 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額} = 1,664 \text{ 万円} \\ & \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 500 \text{ 万円} \end{aligned}$$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額}(\text{※}) = 3,673 \text{ 万円} \\ & 636 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \quad \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 550 \text{ 万円} \end{aligned}$$

※振興山村に設置される 10kw 以上の太陽光発電設備 1,392 のうち 1,272 が 50 kw 以下の発電設備。
この 50kw 以下の発電設備の平均出力が 20kw となることから、これに 1kw = 27.5 万円のシステム構築費用（平成 26 年 3 月 7 日 第 15 回調達価格等算定委員会「平成 26 年度調達価格及び調達期間についての委員長案」）を乗じて算出。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)	④投入部門 (金額)	⑤投入部門 (金額)
19年度					
20年度					
21年度	電気機械 (167)	建築 (32)	食品機械・同装置 (6.5)		
22年度	電気機械 (40.5)				
23年度	輸送用機械 (69)	金属製品製造 (43)	商業 (6)		
24年度	通信機械 (40)	不動産業 (15)	製材業 (5)		
25年度	でん粉 (109)	合板 (22)	電気機械 (22)	冷凍魚介類 (17)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (17)
26年度	電気機械 (600)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (300)	建築 (34)		
27年度	電気機械 (269)	建築 (150)	電気・ガス・水道 (150)		
28年度	電気機械 (269)	建築 (150)	電気・ガス・水道 (150)		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長（国税5）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「産業投資促進計画」という。）に係る地区として関係大臣が指定する地区における法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置は普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和61年度 創設（機械等16/100 建物等8/100 1,700万円超）</p> <p>昭和63年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成2年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成4年度 適用期間の2年延長（1,900万円超）</p> <p>平成6年度 適用期間の1年延長 （機械等14/100 建物等7/100 2,100万円超）</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長（2,300万円超）</p> <p>平成10年度 特別償却率引下げ（機械等14/100→13/100）</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長（機械等12/100 建物等6/100）</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長（機械等12/100→11/100）</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長（2,500万円超）</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長（機械等11/100→10/100） 旅館業の追加（半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等7/100）</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 （旅館業：建物等7/100→6/100 2,000万円超）</p> <p>平成21年度 適用期間の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p> <p>平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ（2,000万円超→500万円以上）</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>なお、達成目標として、半島地域における観光入込客数*の平成22年度を</p>

		<p>基準とした変化率について全国を継続的に上回ること、半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ることを設定する。</p> <p>※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法(昭和60年法律第63号) ・第1条(目的) <p>この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条(税制上の措置) <p>国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>27年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2014 第2章3(3)</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における観光入込客数[※]の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること <p>※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ること <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率 ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率 <p>測定指標として、それぞれの実数ではなく、半島地域の変化率を全国の変化率と比較するという手法を採用することにより、経済状況等の全国レベルで影響を及ぼす要因による変動を除いた効果の計測が可能であると考えている。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業にかかる設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、製造業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。これらを通じ、これら関連業種に係る半島地域</p>

			における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数) (適用額(取得価額))</p> <p>平成 23 年度: 47 件 12,100 百万円 平成 24 年度: 40 件 7,295 百万円 平成 25 年度: 12 件 2,114 百万円 平成 26 年度: 26 件 2,466 百万円 平成 27 年度: 41 件 2,642 百万円 平成 28 年度: 56 件 2,642 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25 年～28 年度は割増償却。 ※平成 26 年度～28 年度の適用件数は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～4 年目の適用も含めた当該年度の適用件数、適用額(取得価額)は当該年度に取得した資産の価額のみを記載。 ※平成 23～25 年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成 26～28 年度は平成 25 年度の適用実績及び平成 26 年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p> <p>適用件数は、特別償却の時期も含めて十件以上で推移しており、適用数について想定外に僅少ではない。また、事業者の業種についても、食品製造業、木材加工業、建築用金属製品製造業、ゴム製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。</p> <p>なお、平成 25 年度については、割増償却へ改組した初年度であったこと、各市町村において産業振興促進計画を策定する必要があったこと等により、前年度と比較して件数が減少していると考えられる。</p>
		② 減収額	<p>平成 23 年度: 343 百万円 平成 24 年度: 179 百万円 平成 25 年度: 14 百万円 平成 26 年度: 31 百万円 平成 27 年度: 48 百万円 平成 28 年度: 66 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25 年～28 年度は割増償却。 ※平成 26 年度～28 年度の適用件数は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～4 年目の適用も含めた当該年度の減収額。 ※平成 23～25 年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成 26～28 年度は平成 25 年度の適用実績及び平成 26 年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p>

			<p>建物・付属設備及び機械・装置の設備投資額×(1/耐用年数)×割増償却率×法人税率</p> <p>なお、平成25年度から割増償却に改組され、特別償却では単年度で行われていた償却額が5年間で行われることから、単純に比較することはできない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>本特例措置の活用により、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、半島地域の事業者の競争力の強化や半島地域と地域外との交流が促進され、雇用の確保、若年層の人口流出の抑制につながっていると考えられる。</p> <p>過去の事例によれば、食品製造業者が、本特例措置を活用して新たな工場を新設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られるところであり、本特例は半島地域の経済活性化につながっていると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成25年度)</p> <p>平成24年における、平成22年度を基準とした観光入込客数の対前年比は、全国値99.2%に対し、半島地域では99.4%となっており、全国を上回っており、また、平成25年度における納税義務者1人あたりの課税対象所得額対前年比は、全国値100%に対し、半島地域でも100%となっているが、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行している半島地域において、就業機会の確保が課題であり、本措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞し、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、半島地域からの若年層の流出に拍車がかかり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本特例措置による減収額14百万円(25年度)に対し、特例措置対象業者においては約2,114百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれ、これらの効果は26年度以降も見込まれることから、税収減を是認する効果はあると考えている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業投資促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実</p>

		<p>させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p> <p>本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和 61 年に創設され、これまで累次の延長が行われており、平成 25 年には割増償却に改組された。この間、適用件数は安定的に推移している。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。なお、半島地域を対象とした予算措置として、半島地域内の地域振興の担い手育成等の知見を得るための調査等を実施しているが、民間事業者の設備投資する本特例措置とは目的・対象が異なり、両者に代替性はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 9 月 (平成 25 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税6)(法人税:義、所得税:外)(地方税3)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	<p>【新設】</p> <p>国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p> <p>また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。</p> <p>(※)「国立研究開発法人」とは、平成 27 年 4 月施行の改正独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 3 項に定める法人をいう。</p>
3	担当部局	情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 26 年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に規定する研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の導入を要望。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>厳しい財政事情の下、国立研究開発法人に対しては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充し、自立的な事業活動を促進するとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することが必要である。</p> <p>このため、国立研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要であり、この観点について、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)では、各法人への寄附付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めることとされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成 25 年 5 月 14 日)では、総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争を勝ち抜く方策について検討が重ねられ、世界最高水準の研究</p>

			<p>環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「<u>全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。</u>」と明示されている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>総務省の平成 27 年度概算要求における政策評価体系図において、「V.情報通信 (ICT 政策)、1. 情報通信技術の研究開発・標準化」の推進に資する。</p> <p>また、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の増収意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるとされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。</p> <p>指定寄附金化について、本年6月に成立した改正独立行政法人通則法第2条第3項において、国立研究開発法人は、我が国全体における科学技術水準の向上を図り、我が国の国民経済の発展に寄与するものと定義づけられることとなった。さらに、その名称から、国を代表して、研究開発を行う公的機関であることも端的に示されることになるなど、国の科学技術イノベーションを担うことが明確化された。安倍総理の施政方針演説において、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指すことが2年連続で表明されるなど、イノベーション創出は、緊急を要するものであり、指定寄附金化の要件に整合的なものであることから、国立研究開発法人への寄附金を指定寄附金化することは合理的である。</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで 1.4 倍 (約 1,662 百万円) (対本租税特別措置等前比) とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う民間企業等や国民に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>国立研究開発法人に移行予定の 31 法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される</p> <p>法人： 508 法人</p>

			<p>個人： 1,136 人</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。</p>
		② 減収額	<p>国立研究開発法人に移行予定の 31 法人において、</p> <p>国税： 平年度 105</p> <p>地方税：平年度 39</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 27 年度～29 年度)</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が 1.4 倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 27 年度～29 年度)</p> <p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 27 年度～29 年度)</p> <p>減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が 1.4 倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが十分に期待・予測できる。</p> <p>この結果、144 百万円の税収減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は 475 百万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。</p> <p>(※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額 1,187 百万円が、1.4 倍に増加するものとして試算</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によるこ</p>

			とが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国立研究開発法人においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。</p> <p>本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。</p> <p>－双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国立研究開発法人については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄付収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う 適用見込数の試算について

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件数の平均である1,196件（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して、年間の適用事業者の見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21：1,210件、H22：1,201件、H23：1,205件、
H24：1,218件、H25：1,148件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

（適用事業者の見込数）

$$1,196 \text{ 件} \times 1.8 = 2,153 \text{ 法人}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{23.6\%}$$

4. 2. から算出された2,153法人のうち、3. で算出された割合である23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの（つまり、本要望の措置の適用を受けるもの）と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

$$2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

508 法人であると推計される。

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 24 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表 1・表 2 参照）

<表 1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	～150 万円	12,257	6.9%	—
b	～300 万円	32,372	18.1%	あ
c	～500 万円	28,131	15.7%	い
d	～800 万円	25,735	14.4%	う
e	～1,000 万円	10,535	5.9%	え
f	～2,000 万円	32,433	18.1%	お
g	2,000 万円～	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195 万円	5%
い	195 万円～330 万円	10%－97,500 円
う	330 万円～695 万円	20%－427,500 円
え	695 万円～900 万円	23%－636,000 円
お	900 万円～1800 万円	33%－1,536,000 円
か	1800 万円～	40%－2,796,000 円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、＜表1＞の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21：19件、H22：239件、H23：224件、H24：2,446件、H25：1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874件 × 1.8 = 1,573人 となる。

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数（適用見込数）については、

- ・ 表中 a（表2の「一」に該当）の階層は、所得税非課税のため除外、
- ・ g（表2の「か」に該当）については、税額控除を選択しても減税とならない（税額控除率と所得税率が40%と同率）ため除外、

よって、残りの b～f の階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

$$1,573 \text{ 人} \times \left(\underset{\text{b}}{18.1\%} + \underset{\text{c}}{15.7\%} + \underset{\text{d}}{14.4\%} + \underset{\text{e}}{5.9\%} + \underset{\text{f}}{18.1\%} \right) = 1,136 \text{ 人}$$

以上より、1,136人が適用見込数となる。

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

129 百万円（国税：90 百万円、地方税：39 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

15 百万円（国税のみ）

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である 1,018,583 千円（※1） をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4 倍に寄附額が増加すると仮定（※2） して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附金額は、H21：592,762 千円、H22：678,682 千円、H23：1,362,756 千円、H24：960,711 千円、H25：1,498,003 千円

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

（法人寄附金見込額）

$1,018,583 \text{ 千円} \times 1.4 = 1,426,016 \text{ 千円}$ （約 1,426 百万円）

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{23.6\%}$

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

・ 法人税 $1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 25.5\% \text{ (税率)} \div \underline{85.8 \text{ 百万円}}$

・ 地方法人税 $85.8 \text{ 百万円} \times 4.4\% \div \underline{3.8 \text{ 百万円}}$

※ 税額は、法人税額の4.4% (平成26年10月1日以降)。

○ 地方税分

・ 法人住民税 $85.8 \text{ 百万円} \times 12.9\% \div \underline{11.1 \text{ 百万円}}$

※ 税率は、総務省指定の率。

・ 事業税

(A. 法人事業税所得割 (収入割) の減収額)

$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \div 17.8 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\% \div 9.7 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \div \underline{27.5 \text{ 百万円}}$

5. 以上、減収見込み額 (指定寄附金化による) は、以下の通り。

○ 国 税 : $85.8 \text{ 百万円} + 3.8 \text{ 百万円} \div \underline{90 \text{ 百万円}}$

○ 地方税 : $11.1 \text{ 百万円} + 27.5 \text{ 百万円} \div \underline{39 \text{ 百万円}}$

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 24 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表 1 参照）

<表 1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		

(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある

(※2) 1人あたり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

税額控除額 - 所得控除額 = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されることがないため）

$$b \quad [\{ (39,471 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (39,471 - 2,000) \times 0.05 \}] = 13,115 \text{ 円}$$

$$c \quad [\{ (53,011 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (53,011 - 2,000) \times 0.1 \}] = 15,303 \text{ 円}$$

$$d \quad [\{ (72,332 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (72,332 - 2,000) \times 0.2 \}] = 14,066 \text{ 円}$$

$$e \quad [\{ (90,942 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (90,942 - 2,000) \times 0.23 \}] = 15,120 \text{ 円}$$

$$f \quad [\{ (133,132 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (133,132 - 2,000) \times 0.33 \}] = 9,179 \text{ 円}$$

$$g \quad [\{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \}] = 0 \text{ 円}$$

※ g は、差額 0 円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、＜表1＞の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874 × 1.8 ≒ 1,573（人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{ 円} = 3,734,011 \text{ 円}$$

$$c \quad (1,573 \text{ 人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{ 円} = 3,779,244 \text{ 円}$$

$$d \quad (1,573 \text{ 人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{ 円} = 3,186,118 \text{ 円}$$

$$e \quad (1,573 \text{ 人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{ 円} = 1,403,242 \text{ 円}$$

$$f \quad (1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{ 円} = 2,613,381 \text{ 円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996円 ≒ 15百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充 (国税7)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	<p>○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットINGを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>－オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 <p>－総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。</p>
3	担当部局	総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p>
	① 政策目的及びその根拠	

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>（3）新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○政策評価体系</p> <p>【平成27年度概算要求における政策評価体系図】</p> <p>V. 情報通信（ICT政策）</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>（3）新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定）</p> <p>II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>（1）科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>② 産学官の「知」のネットワーク強化</p> <p>「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p>

			<p>V. 社会とともに創り進める政策の展開</p> <p>4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定）</p> <p>第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出</p> <p>3. 重点的取組</p> <p>（3）イノベーションを結実させる</p> <p>①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（「日本再興戦略」改定2014）</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)）</p> <p>①減収額実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p>＜総額型＞</p> <p>平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円) 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み) 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p>

		<p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円) 平成25年度 278億円(275億円)(見込み) 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円) 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み) 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数 <総額型> 平成22年度 2,611(504) 平成23年度 2,793(705) 平成24年度 3,297(842) 平成25年度 3,636(972)(見込み) 平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p><中小企業基盤強化税制> 平成22年度 4,029(4,026) 平成23年度 4,603(4,585) 平成24年度 4,706(4,686) 平成25年度 5,430(5,412)(見込み) 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 91(28) 平成23年度 91(27) 平成24年度 100(32) 平成25年度 100(32)(見込み) 平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p> <p>(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した</p>
--	--	--

数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。）

なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)

平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円
 平成25年度見込み(") 3,135事業年度 4,052億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)

平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)

・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円
 ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円
 ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円
 試算根拠:別紙②参照

	適用企業数	適用金額(百万円)
平成28年度		
・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円
平成29年度		
・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5430/事業年度	29,541百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。

(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種

(総額型控除上限 20%→30%適用企業)

平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)

平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

	② 減収額	<p>○減収額実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)）</p> <p><総額型> 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <p>平成27年度 総額型 ▲562億円 オープンイノベーション型 ▲27億円 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国</p>
--	-------	---

		<p>企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>																																																															
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成29年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="544 705 1362 1126"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p>＜今後の達成予測＞</p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保すること、を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成29年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																											
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																											
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																											
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																											
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																											
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																											
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																											
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																											
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																											

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典: OECD「Main Science and Technology Indicators」)

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>>

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

<<税収減を是認するような効果の有無>>(分析対象期間:平成19年~平成29年)

日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

			<p>○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)</p> <p>現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税込減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分) <ul style="list-style-type: none"> ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,309億円 <ul style="list-style-type: none"> ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円 ・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分) <ul style="list-style-type: none"> ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 63億円 <ul style="list-style-type: none"> ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円 <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。

すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。

特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。

なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。

(参考)

- 各国は研究開発税制の拡大競争を実施。
- OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみ制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみ国はない。
- なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみ国はない。

主要国の研究開発税制の動向

国	動向	措置	概要	制度
英国	→	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ(50% → 75%; 2008fy → 100%; 2011fy → 125%; 2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 総額型 現行制度 総額型
仏国	→	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 増加型 現行制度 総額型
韓国	→	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特例制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同率) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 総額型と増加型の選択制 現行制度 ①重点分野: 総額型 ②非重点分野: 総額型と増加型の選択制
中国	→	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 総額型
米国	→	時限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。

また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD平均 5.0%の約半分と低水準)

すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。

加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。

			<p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数： $548 \div 15.07\% = 3,636$

総額： $280,535 \text{ 百万円} \div 60.75\% = 461,786 \text{ 百万円}$

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 16.86\% = 972$

総額： $746 \text{ 百万円} \div 15.54\% = 4,801 \text{ 百万円}$

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 3.02\% = 5,430$

総額： $866 \text{ 百万円} \div 3.11\% = 27,846 \text{ 百万円}$

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 3.03\% = 5,412$

総額： $866 \text{ 百万円} \div 3.15\% = 27,509 \text{ 百万円}$

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\quad} = 310 \text{ 百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。
2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。

3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 \div 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。

6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 \div 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 \div 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例の本則化 (国税8)(法人税:義)
2	要望の内容	技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する制度について、法人税法本則上の措置とする。
3	担当部局	総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定 (昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長 (2年間) 昭和62年度 適用期限延長 (2年間) 平成元年度 適用期限延長 (2年間) 平成3年度 適用期限延長 (2年間) 平成5年度 適用期限延長 (2年間) 平成7年度 適用期限延長 (2年間) 平成9年度 適用期限延長 (2年間) 平成11年度 適用期限延長 (2年間) 平成13年度 適用期限延長 (2年間) 平成15年度 適用期限延長 (2年間) 平成17年度 適用期限延長 (2年間) 平成19年度 適用期限延長 (2年間) 平成21年度 適用期限延長 (2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長 (2年間) 平成25年度 適用期限延長 (2年間)
6	適用又は延長期間	法人税法本則上の恒久的な措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月閣議決定) 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進~などの取組を実施するとともに、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 「官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比1%)が掲げられている日</p>

			<p>本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p>																					
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【平成27年度概算要求における政策評価体系図】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>																					
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて技術研究組合を利用した共同研究を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合の活用を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p>																					
8	有効性等	① 適用数等	<p>前回要望時には、16件、211組合員(24年度)の適用を想定しており、実績は25年度にて14件、211組合員となっていることから、想定外に僅少ではない。また、化学、電機、石油・窯業、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>211</td> <td>239</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	組合数	9	15	17	8	14	14	組合員数	105	167	-	-	211	239
区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																		
組合数	9	15	17	8	14	14																		
組合員数	105	167	-	-	211	239																		
		② 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>246</td> <td>264</td> <td>645</td> <td>463</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	3,651	1,961	246	264	645	463									
FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																			
3,651	1,961	246	264	645	463																			

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度)

技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じた共同研究及び研究開発投資の促進により、持続的な経済成長に寄与。

《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度)

1組合当たりの事業費の伸び率は、平成24年度増加、平成25年度は微増、26年度は増加となっており、目標を達成。

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	H26 年度 (見込)
事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780
組合数	55	55	55	59
1組合当たり 事業費	556	657	663	839
対前年度伸 び率		18.2%	0.9%	26.5

・平成26年4月までに設立された経済産業省所管の全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成23～26年度)

租税特別措置が延長されない場合、他の法人形態に比べて税制上不利な状況が発生することから、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、共同研究及び研究開発投資の促進に支障が生ずるおそれがある。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26～35年度)

○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約 3.55 倍となる。

※H26 経産省アンケート調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。

○技術研究組合の所得計算の特例の GDP 押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成26年度の単年度の減税(463 百万円)により、技術研究組合の設備投資に関する効果(1,643 百万円)を通じ、10年間累計で約 65 億円の GDP 押し上げ効果が見込まれる。

※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同ーの方法により試算。

○また、技術研究組合の過去の実績から、設備投資費と事業費の比率は、およそ 1:4.2 の関係となっていることから、平成26年度の単年度の減税(463 百万円)により、事業費に関し 6,900 百万円の効果が推計され、達成目標(技術研究組合を利用した共同研究等の促進)の実現に寄与していることから、税収減を是認する効果が認められる。

※経産省所管組合の H21-H25 の事業費、設備投資費合計から算出。

9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しない。</p> <p>他方、非出資性の法人は、構成員からの拠出金(賦課金)が益金算入されるために、圧縮記帳がないと課税関係が発生する。</p> <p>このため、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合等については、租税特別措置ではなく法人税法本則(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められている。</p> <p>以上を踏まえ、技術研究組合と、非出資制の協同組合等や出資制法人との税制上のイコールフットイングを図る観点から圧縮記帳は必要。</p>																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">法人区分</th> <th colspan="3">課税計算</th> </tr> <tr> <th>収益 A (構成員からの拠出金)</th> <th>費用 B (固定資産の取得時)</th> <th>AとB差に係る課税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非出資制</td> <td>特別法に基づく組合 技術研究組合</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>非出資制の協同組合等</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出資制</td> <td>出資制の協同組合等</td> <td>資本金 ↓ (益金不算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化</td> <td>(損益無関係) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>株式会社</td> <td>資本金 ↓ (益金不算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化</td> <td>(損益無関係) ↓ 課税なし</td> </tr> </tbody> </table>		法人区分		課税計算			収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)	AとB差に係る課税	非出資制	特別法に基づく組合 技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし	出資制	出資制の協同組合等	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし	株式会社	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし	<p>本措置は、制度創設後10年を越えているが、技術研究組合が他の法人形態との税制上のイコールフットイングの下で、組織として継続的な運営をしていく上で、必要な最小限の措置であり、引き続き存置させることが必要。</p>
		法人区分				課税計算																								
収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)			AとB差に係る課税																										
非出資制	特別法に基づく組合 技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし																										
	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし																										
出資制	出資制の協同組合等	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし																										
	株式会社	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし																										
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。																												
③	地方公共団体が協力する相当性	—																												
10	有識者の見解	—																												
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月																												

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充 (地方税4)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乘せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乘せ措置の廃止(15%→12%)</p>

		<p>平成20年度 増加額に係る税額控除（増加額の5%）または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長（上乘せ措置）</p> <p>平成24年度 2年間延長（同上）</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ（2年間の時限措置）</p> <p>平成26年度 上乘せ措置（増加型・高水準型）を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%～30%（試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み）に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒久措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ（5倍程度）及び控除上限の別枠化（法人税額の10%） ・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化） <p>○総額型の控除上限の引上げ措置（法人税額の30%）の延長（平成28年度まで）</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額（平成24年度：17.3兆円）の約7割（同：12.2兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p>

		<p>(3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○政策評価体系 【平成27年度概算要求における政策評価体系図】 V. 情報通信（ICT政策） 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 (3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3) イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定2014) また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al. (2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <p>平成20年度 4,899件 平成21年度 3,807件 平成22年度 4,530件 平成23年度 5,290件 平成24年度 5,528件</p> <p>【平成20~22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23~24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>

○国税利用実績

①減収額実績 () 内が中小企業者分 (資本金1億円以下)

<総額型>

平成22年度 3, 337億円 (16億円)

平成23年度 2, 848億円 (45億円)

平成24年度 3, 017億円 (42億円)

平成25年度 4, 618億円 (48億円) (見込み)

平成26年度 4, 618億円 (48億円) (見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成22年度 165億円 (164億円)

平成23年度 224億円 (222億円)

平成24年度 212億円 (209億円)

平成25年度 278億円 (275億円) (見込み)

平成26年度 278億円 (275億円) (見込み)

<オープンイノベーション型>

平成22年度 0.6億円 (0億円)

平成23年度 0.4億円 (0.1億円)

平成24年度 0.6億円 (0億円)

平成25年度 0.6億円 (0億円) (見込み)

平成26年度 0.6億円 (0億円) (見込み)

②適用事業者 (法人) 数

<総額型>

平成22年度 2, 611 (504)

平成23年度 2, 793 (705)

平成24年度 3, 297 (842)

平成25年度 3, 636 (972) (見込み)

平成26年度 3, 636 (972) (見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成22年度 4, 029 (4, 026)

平成23年度 4, 603 (4, 585)

平成24年度 4, 706 (4, 686)

平成25年度 5, 430 (5, 412) (見込み)

平成26年度 5, 430 (5, 412) (見込み)

<オープンイノベーション型>

平成22年度 91 (28)

平成23年度	91 (27)
平成24年度	100 (32)
平成25年度	100 (32) (見込み)
平成26年度	100 (32) (見込み)

○地方税影響額実績

平成23年度	43億円
平成24年度	43億円
平成25年度	43億円 (見込み)
平成26年度	43億円 (見込み)

※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)

※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)

(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)

なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。

・平成24年度見込み

3,783件 12,032百万円(国税)

3,783件 2,082百万円(地方税)

・平成25年度見込み

3,783件 12,594百万円(国税)
3,783件 2,179百万円(地方税)

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)

平成24年度(実績)

5,528件 25,064百万円(国税)

※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する
報告書(総務省)

平成24年度(実績)

影響額 4,252万円(地方税)

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時
の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計

平成27年度

・総額型

<国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)

件数 3,636(972)

事業年度 461,786百万円(4,801百万円)

<地方税における減収額>(別紙③参照)

事業年度 619百万円

・中小企業技術基盤強化税制

<国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)

件数 5,430(5,412)

事業年度 27,846百万円(27,509百万円)

<地方税における減収額>(別紙③参照)

事業年度 3,549百万円

・オープンイノベーション型

<国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)

件数 373(115)

事業年度 2,749百万円(310百万円)

<地方税における減収額>(別紙③参照)

事業年度 40百万円

平成28年度

・総額型

<国税における減収額>

件数 3,636(972)

事業年度 475,640百万円(4,945百万円)

<地方税における減収額>

			<p>事業年度 638百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業技術基盤強化税制 <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 28,681百万円(28,334百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,655百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンイノベーション型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,831百万円(319百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 41百万円</p> <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 489,909百万円(5,093百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 657百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業技術基盤強化税制 <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 29,541百万円(29,184百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,765百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンイノベーション型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,916百万円(329百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 42百万円</p> <p>※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>
--	--	--	---

○利用業種

(総額型控除上限 20%→30%適用企業)

平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限 20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)

平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

		財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より
	② 減収額	<p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額</p> <p>影響額実績</p> <p>平成20年度 43億円</p> <p>平成21年度 23億円</p> <p>平成22年度 30億円</p> <p>平成23年度 43億円</p> <p>平成24年度 43億円</p> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」</p> <p>平成23～24年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考) 国税における減収額</p> <p>減収額実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p>平成20年度 2,881億円（246億円）</p> <p>平成21年度 2,565億円（131億円）</p> <p>平成22年度 3,726億円（174億円）</p> <p>平成23年度 3,395億円（234億円）</p> <p>平成24年度 3,952億円（223億円）</p> <p>○増加型・高水準型における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成20年度 2.4億円</p> <p>平成21年度 1.0億円</p> <p>平成22年度 1.7億円</p> <p>平成23年度 2.1億円</p> <p>平成24年度 2.3億円</p> <p>(参考) 減収額実績額（うち、税法上の中小企業分）</p> <p>平成20年度 178億円（14億円）</p> <p>平成21年度 133億円（6億円）</p> <p>平成22年度 224億円（10億円）</p> <p>平成23年度 232億円 {増加型116億円、高水準型116億円}（12億円）</p> <p>平成24年度 266億円 {増加型173億円、高水準型93億円}（14億円）</p> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見</p>

た法人企業の実態」

平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

（減収額の算出方法）

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金 1 億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について

国税及び地方税における中小企業利用実績

平成 20 年度	4, 899 件
平成 21 年度	3, 807 件
平成 22 年度	4, 530 件
平成 23 年度	5, 290 件
平成 24 年度	5, 528 件

【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」

平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○増加型利用実績

平成 23 年度	1, 228 件
平成 24 年度	1, 447 件

○高水準型利用実績

平成 23 年度	83 件
平成 24 年度	81 件

【平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

（注）平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。

○将来推計

平成 27 年度

総額型 ▲562 億円（▲12.4 億円）

オープンイノベーション型 ▲27 億円（▲3.1 億円）

（平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算）

		<p>※平成 27 年度推計の根拠</p> <p>総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査（大企業）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査（大企業）の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。（中小企業者についても、平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。）</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査（大企業）において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を 60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の 10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査（大企業）の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。）</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が 1 億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金 1 億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641 百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の 1/10 程度と仮定すると 164 百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率（70.3%（平成 24 年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>≪政策目的の実現状況≫（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）</p> <p>我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対 GDP 研究開発投資比率（単位：%）</p>

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の

8カ国

(出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」)

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準（第1位）に押し上げることができるものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成19年～平成29年）

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標

官民合わせた目標（4%以上）から、政府分（1%）を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

		<p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典: OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年～平成29年) 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al. (2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円(平成24年度影響額4,252百万円×2.33)。 また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで) 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)</p>
--	--	--

・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化）

我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

・平成27年度減収見込額 562億円（総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分）（中小企業者：12.4億円）【地方税：1.6億円】

↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果

・研究開発投資押上げ額 1,309億円（中小企業者：29億円）【地方税 3.7億円】

↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算）

・単年度の減収（562億円分（中小企業者：12.4億円））が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす

①GDP押上げ効果：5,627億円（中小企業者：124億円）【地方税：16億円】

②雇用創出効果：約6.7万人（中小企業者：約1,500人）【地方税：約190人】

③税収効果：約927億円（中小企業者：約20億円）【地方税：約2.6億円】

・平成27年度減収見込額 27億円（オープンイノベーション型の抜本拡充分）（中小企業者：3.1億円）【地方税0.4億円】

↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果

・研究開発投資押上げ額 63億円

↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算）

・単年度の減収（27億円分（中小企業者：3.1億円））が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす

①GDP押上げ効果：270億円（中小企業者：31億円）【地方税：4億円】

②雇用創出効果：約0.3万人（中小企業者：約340人）【地方税：約44人】

③税収効果：約44億円（中小企業者：約5.1億円）【地方税：約0.7億円】

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.1%、主要国中トップ）。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない（1.1%、主要国中最低）。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり（負の外部経済）、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>(参考)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。</p> <p>○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみ制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみ国はない。</p> <p>○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみ国はない。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">主要国の研究開発税制の動向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%; text-align: left;">英国 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">恒久措置 法人税法</td> <td style="width: 60%;">2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50% → 75%、2008fy → 100%、2011fy → 125%、2012fy） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">仏国 </td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">恒久措置 フランス税法</td> <td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">韓国 </td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法</td> <td>2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の種類を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率） ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">中国 </td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新案の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">米国 </td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">時限措置 国内歳入法</td> <td>※2014年3月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1999年時点 総額型 現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1999年時点 増加型 現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1999年時点 総額型と増加型の選択制 現行制度 ①重点分野：総額型 ②非重点分野：総額型と増加型の選択制</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。（我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD 平均 5.0%の約半分と低水準）</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノ</p>	主要国の研究開発税制の動向				英国 		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50% → 75%、2008fy → 100%、2011fy → 125%、2012fy） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	仏国 		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	韓国 		恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の種類を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率） ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	中国 		恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新案の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	米国 		時限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。				1999年時点 総額型 現行制度 総額型				1999年時点 増加型 現行制度 総額型				1999年時点 総額型と増加型の選択制 現行制度 ①重点分野：総額型 ②非重点分野：総額型と増加型の選択制				現行制度 総額型				1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。
主要国の研究開発税制の動向																																															
英国 		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50% → 75%、2008fy → 100%、2011fy → 125%、2012fy） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入																																												
仏国 		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設																																												
韓国 		恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の種類を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率） ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。																																												
中国 		恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新案の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加																																												
米国 		時限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。																																												
			1999年時点 総額型 現行制度 総額型																																												
			1999年時点 増加型 現行制度 総額型																																												
			1999年時点 総額型と増加型の選択制 現行制度 ①重点分野：総額型 ②非重点分野：総額型と増加型の選択制																																												
			現行制度 総額型																																												
			1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。																																												

			<p>ベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数： $548 \div 15.07\% = 3,636$

総額： $280,535 \text{ 百万円} \div 60.75\% = 461,786 \text{ 百万円}$

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 16.86\% = 972$

総額： $746 \text{ 百万円} \div 15.54\% = 4,801 \text{ 百万円}$

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 3.02\% = 5,430$

総額： $866 \text{ 百万円} \div 3.11\% = 27,846 \text{ 百万円}$

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 3.03\% = 5,412$

総額： $866 \text{ 百万円} \div 3.15\% = 27,509 \text{ 百万円}$

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\quad} = 310 \text{ 百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。
2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。

3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 \div 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{ 百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。

6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 \div 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 \div 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

$$4,801 \text{ 百万円} \times 12.9\% = \underline{619.3 \text{ 百万円}}$$

（参考）法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率12.9%（※）

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

$$27,509 \text{ 百万円} \times 12.9\% = \underline{3548.6 \text{ 百万円}}$$

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

$$310 \text{ 百万円} \times 12.9\% = \underline{40.0 \text{ 百万円}}$$

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・ 中小企業技術基盤強化税制	3,881,485千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476千円
・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・ 中小企業技術基盤強化税制	3,661,353千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	282,254千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	184,527千円
・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	123,700千円

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	非居住者等が受け取る地方債の利子等のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、一定の要件の下に、非課税とする。
3	担当部局	総務省自治財政局地方債課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 19 年度:創設(平成 20 年 1 月から非課税制度開始。適用期限なし。) 平成 22 年度:非課税制度の手続の簡素化、非課税の対象となる非居住者の範囲等の拡充を実施
6	適用期間	適用期限なし
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振替地方債に係る非居住者等に対する利子非課税制度を創設することにより、地方債の資金調達の円滑化・投資促進による市場規模の拡大が図られ、非居住者等の地方債流通市場への参加が促進されることを目的とする。 また、海外における地方債を保有する層をさらに拡大し、非居住者等にとっての円での資金運用・調達の利便性を高めることは、円の国際化を推進することにも資するものである。 さらに、平成 22 年 6 月からは当該非課税手続を簡素化するとともに非課税対象者等を拡充することにより、非居住者等の我が国地方債市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図ることを目的とするものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 ＜非課税制度＞ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定) 「国債・地方債の商品性を向上させ、販売網を整備し、個人による長期的保有の増加など保有者層の多様化を図る。」</p> <p>＜手続の簡素化等＞ 「経済財政改革の基本方針 2009」(平成 21 年 6 月 23 日閣議決定) 「海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進を検討する。」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【平成 27 年度概算要求における政策評価体系図】 II 地方行財政 3 地方財源の確保と地方財政の健全化</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 非居住者等の我が国地方債流通市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 非居住者等による振替地方債の保有残高</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、非居住者等の振替地方債への投資額が増加することで、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達円滑化に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>非課税措置の適用を受ける振替地方債の銘柄数及び残高</p> <p>平成 21 年度末:34 銘柄、1,193 億円 平成 22 年度末:62 銘柄、2,551 億円 平成 23 年度末:65 銘柄、2,019 億円 平成 24 年度末:69 銘柄、1,814 億円 平成 25 年度末:113 銘柄、2,198 億円</p>
		② 減収額	<p>平成 21 年度末:▲約 4.2 億円 平成 22 年度末:▲約 9.3 億円 平成 23 年度末:▲約 7.5 億円 平成 24 年度末:▲約 6.7 億円 平成 25 年度末:▲約 8.0 億円</p> <p>上記数値は非居住者等の振替地方債に係る利子に課税されていた場合の額を減収額として仮定した減収見込み額である。</p> <p>※積算根拠: (所得税・法人税) 減収見込額 = 振替地方債の利子額 × 1 × 所得税率 (15% ※ 2) ※ 1 出所: 証券保管振替機構 ※ 2 平成 25 年末は、復興特別所得税 0.315% を含む 15.315% で計算</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 25 年度)</p> <p>平成 21 年度末における非居住者等による振替地方債の保有残高は 1,193 億円であったが、非課税制度の手続簡素化等を図った後、年度によって数値に差異はあるものの、平成 25 年度末における当該数値は 2,198 億円であり、4 年間で約 1,000 億円非居住者等による振替地方債の保有残高が増加している。以前と比較して、地方債の資金調達の円滑化が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 25 年度)</p> <p>平成 21 年度末における非居住者等による振替地方債の保有残高は 1,193 億円であったが、非課税制度の手続簡素化等を図った後、年度によって数値に差異はあるものの、平成 25 年度末における当該数値は 2,198 億円であり、4 年間で約 1,000 億円非居住者等による振替地方債の保有残高が増加している。以前と比較して、地方債の資金調達の円滑化が図られており、租税特別措置等による効果が認められる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 25 年度)</p> <p>平成 21 年度末における非居住者等による振替地方債の保有残高は 1,193 億円であったが、非課税制度の手続簡素化等を図った後、年度によって数値に差異はあるものの、平成 25 年度末における当該数値は 2,198 億円であり、4 年間で約 1,000 億円非居住者等による振替地方債の保有残高が増加している。以前に比較して、地方債の資金調達の円滑化が図られており、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>諸外国では、海外からの資金流入を促す観点から、非居住者等に対して地方債の利子が非課税とされている国が多いこと、また我が国において、地方税については国債・地方債を問わず非居住者等に対する利子は非課税になっていることに鑑み、国税についても非居住者等の振替地方債の利子に係る非課</p>

			税制度を実施することが望ましい。
		② 他の支援措置や義務付けなどの役割分担	補助金等他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方債の発行は、地方公共団体における財政運営上欠くことのできない資金調達方法であり、本非課税制度により地方債の資金調達の円滑化が図られる。
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、非居住者等による振替地方債の投資額がより一層増加するよう制度に関する情報発信等を実施する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-